

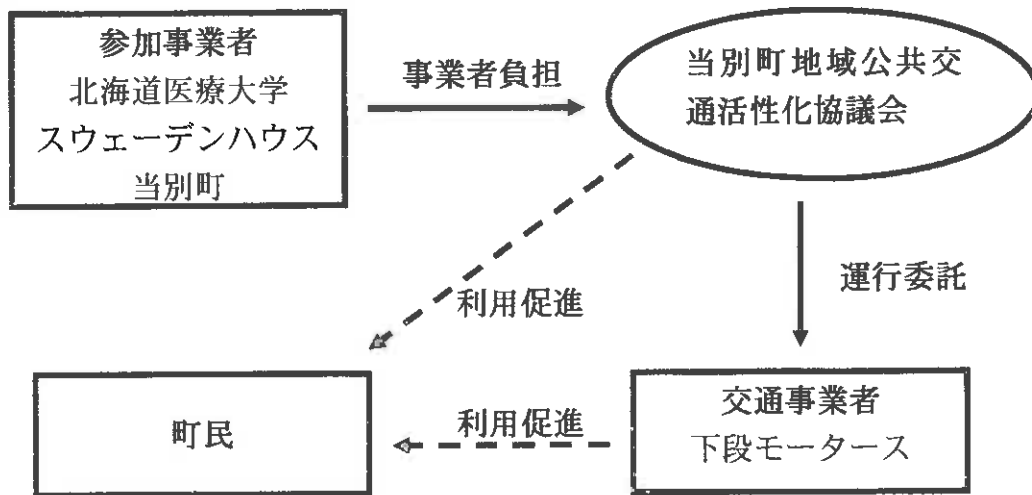
本格運行時の運行体制及び事業者負担金の取り扱いについて

1 運行体制

協議会を継続し、現状の運行体制とする。

理由

- ・ J-VER 制度の登録有効期限が平成 24 年 3 月までであり、協議会の存続が必要。
- ・ 交通基本法等の新たな補助制度への参入が容易となる可能性が高い。
(交通基本法については、法案成立がしていないのが現状)



2 事業者負担金の取り扱い

現行の考え方

○余剰金を15%を上限にし、事業者負担金の割合で按分し返金

本格運行時の考え方

○事業者負担金については、返金せずバス運行のリスクに備える

- バス車両の故障
(協議会所有の車両)
- ・ 車両設備の故障
(協議会所有の音声案内システム)
 - ・ 交通事故
 - ・ 燃料の高騰

○赤字が発生した場合は、事業者負担金の積立てを取り崩し対応